

第二九九号

認定証

上伊那郡南箕輪村八三六二番地四

株式会社ハクトートータルサービス

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)

第三条各号に掲げる者のいずれにも

該当せず警備業の要件を備えて

いることを認定する

有効期間

令和四年五月二二日から

令和九年五月二一日まで

長野県公安委員会

